

鳥取市自然資本産業創造協議会 設立趣意書

1. 設立の背景

鳥取市は平成16年度に1市8町村による市町村合併を行いましたが、鳥取市に編入された旧町村（合併地域）の人口は、旧鳥取市の人団と比べ減少率が大きく、合併地域の衰退が懸念されています。

特に合併地域・中山間地域では、少子高齢化の進行に伴い、労働力不足が顕在化し、一次産業の就業人口が大幅に低下しています。その結果、耕作放棄地が広がり、里山景観の保全や文化の維持も困難になり、経済活動も停滞している現状があります。

他方で、鳥取市は、市域面積に対する緑地割合が高く、森林、土壤、水、大気、生物資源など、自然によって形成される資本「自然資本」が豊かな地理環境を有しており、コンパクトな流域（山、川、海が短い距離で連結した地理環境）があります。この流域をさらに生物多様性豊かな場所として再生・保全しながら、自然資本を活かした事業「自然資本産業」を地域で創造することにより、地域の活性化（起業、事業承継、移住、関係人口の増加等）が促進されることが期待できます。

2. 協議会設立の目的

本協議会は、自然資本産業の誘致・振興を目的とし、行政、企業、研究機関、金融機関、地域住民など多様な主体が協働するプラットフォームとして設立します。

具体的には以下の目的を掲げます。

1. 地域の自然資本に関する調査・評価・可視化の推進
2. 自然資本を活用した新産業・ビジネスモデルの創出支援
3. 生態系サービスを活かした地域づくり・観光・教育の推進
4. 自然資本産業に関連する勉強会の開催
5. 関係機関・団体との連携による広報活動

3. 活動内容

- ・自然資本の現状把握と地域マップづくり
- ・企業・行政・住民向けワークショップ・勉強会の開催
- ・地域自然資本を活かしたモデル事業の立ち上げ支援
- ・自然産業起業家の育成プログラムの実施
- ・国内外の先進事例との交流・ネットワーク形成
- ・その他、本協議会の目的に資する活動

4. 協議会の構成

本協議会は、自治体、企業、大学・研究機関、金融機関、地域住民など、多様な主体により構成されます。事務局は鳥取市に設置し、鳥取市と株式会社エーゼログループが運営全般を担います。

5. 今後の展開

設立後は、地域の自然資本を基盤とした新しい産業創出のモデル地域をめざし、各関係者と連携しながら、実践的な取組を進めていきます。本協議会の活動を通じて、次世代へと受け継がれる持続可能な鳥取市の姿を共につくっていきたいと考えています。

鳥取市自然資本産業創造協議会 規約（会則）

第1条（名称）

本会は、「鳥取市自然資本産業創造協議会」（以下「本会」という。）と称する。

第2条（目的）

本会は、地域の自然資本を保全・活用し、持続可能な産業創出および地域振興を図ることを目的とする。

第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 自然資本に関する調査・研究・情報共有
2. 自然資本を活用した事業・起業支援
3. 関係機関・団体との連携
4. 勉強会・講習会・イベント等の開催
5. その他、本会の目的達成に必要な事業

第4条（会員）

本会の会員は、次のとおりとする。

会員：本会の趣旨に賛同し、活動に参加する団体または個人

第5条（役員）

本会に次の役員を置く。

- ・座長 1名
- ・幹事 若干名

（座長は幹事の中から選任し、任期は2年とする。ただし再任を妨げない。幹事は会員の中から選任し、任期は2年とする。ただし再任を妨げない。）

第6条（会議）

1. 本会の意思決定は、総会によって行う。
2. 総会は、年1回以上開催し、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
3. 本会の運営に関する事項は、幹事会で協議・決定する。

第7条（経費）

本会の運営に要する経費は、事務局が負担するものとする。

第8条（事務局）

本会の事務局を鳥取市経済観光部に置く。

第9条（規約の改正）

本規約の改正は、総会の承認を経て行う。

第 10 条（附則）

本規約は、令和 7 年 12 月 26 日から施行する。